気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) および京都議定書第 6 回締約国会合 (CMP6) 報告

2010 年 11 月 29 日～ 12 月 10 日に、メキシコ・カンクンにおいて国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（The 16th session of the Conference of the Parties: COP16）および京都議定書第 6 回締約国会合（The 6th session of the Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol: CMP6）が開催された。これと並行して、国連気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 第 13 回 会 合（The 13th session of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention: AWG-LCA13）、京都議定書の下での附属書 I 国のさらなる約束に関する特別作業部会第 15 回会合（The 15th session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol: AWG-KP15）および国連気候変動枠組条約第 33 回補助機関会合（The 33rd session of the Subsidiary Body for Implementation: SBI33, Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice: SBSTA33）が開催された。国立環境研究所からは、Ⅰ . 日本政府代表団（交渉）、Ⅱ . サイドイベント（発表）、Ⅲ . ブース（展示）という三つの立場で参加した。以下、各々の立場から概要を報告する。

Ⅰ . 政府代表団メンバーからの報告 (1)：測定・報告・検証（MRV）を中心に

地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス　高度技能専門員　畠中エルザ
地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス　NIES ポスドクフェロー　赤木 純子

1. 経緯

インドネシアの COP13 のバリ行動計画において、先進国の計測・報告・検証可能（Measurable, Reportable, Verifiable: MRV）で各国に適合する緩和の約束または行動、計測・報告・検証が可能な方法で行われる途上国の適切な緩和行動を含む、気候変動の緩和に関する国内または国際的行動の強化について COP15 に向けて話し合うことが決定されていた。

前回 COP15（デンマーク・コペンハーゲンにて開催）は、COP13 以降 2 年にわたる AWG-LCA および AWG-KP の交渉作業の期限にあたる非常に重要な会合であり、大きな前進が期待されていた。この会合には、119 カ国の首脳が参加し、先進国による削減目標の約束・途上国による削減行動の実施のリスト化、それらの MRV のための枠組みの設置、短期・長期的資金の提供の約束といった要素を含む「コペンハーゲン合意」が練り上げられた。しかし、日本を含む数十の国や機関の首脳級によるその合意文書案の作成プロセスが不透明だったとして、ベネズエラ等一部の国が強硬に反対したため、「コペンハーゲン合意」は COP の正式な合意の形では結実せず、「留意する（take note）」扱いとなった。こうして、各国に苦い思いを残したまま、COP15 は幕を閉じ、この経緯を踏まえて、交渉プロセスの透明性が COP16 の重要な鍵になることになった。

2. AWG および COP・CMP の成果

(1) AWG-LCA

AWG-LCA では、共有のビジョン、適応、緩和、資金支援、技術移転、キャパシティビルディング、

途上国における森林減少・森林劣化からの排出削減等（REDD+）等について議論がなされ、今回成果が際立ったものについていくつかここで触れたい。

①先進国の緩和・MRV

先進国の2020年の削減目標については、「コペンハーゲン合意」に基づき、各国が任意に申告した数値をリスト化して付表として留意することとなった。また、MRVの観点では、上記の申告される数値の透明性を確保するための手段として、先進国は、国別報告書（注1）において削減目標および途上国への資金、技術、キャパシティビルディングに関する支援について報告内容を充実させることが決まった。

国別報告書の提出頻度については、AWG-LCAの成果テキストで明言はないが、先進国は毎年温室効果ガスインベントリ（注2）を、また隔年で排出量削減の達成状況について報告書を提出することになっている。また併せてこれら国別報告書の審査ガイドラインの強化、国家インベントリのための仕組み（national inventory arrangement）（注3）を作ること、削減目標に関連する排出量・吸収量の国際的な評価プロセスをSBIに設けることも決まった。

②途上国の緩和・MRV

途上国の削減行動も、「コペンハーゲン合意」に沿って、各国が任意に申告した行動をリスト化して付表として留意することとなった。また、レジストリ（登録簿）（注4）を設けて、途上国の削減行動と先進国が提供する支援・技術・キャパシティビルディングとのマッチングを行うこととしている。途上国の国別報告書（温室効果ガスインベントリを含む）は、削減行動とその効果、受けた支援について報告内容を充実させることが決まった。その提出頻度は、原則4年ごととし、隔年で温室効果ガスインベントリ、削減行動・ニーズ・受けた支援に関する情報のアップデートを行うこととなっている。なお、国内的な支援の対象となった削減行動は、条約下で今後作られるガイドラインに沿って国内のMRVにさらされるが、国際的な支援の対象となったものはこれに加え国際的なMRVの対象となる。また、隔年のアップデート版の報告書については、押しつけでない（non-intrusive）、懲罰的でない（non-punitive）、各国の主権に配慮した形での国際的な協議および分析（International Consultation and Analysis: ICA）をSBIにおいて行う。

MRV・ICA関連の事項については、概念と文言の整理がさらに必要な印象だが、留意扱いだった「コペンハーゲン合意」の内容をきちんと踏まえ、バランスよく先進国・途上国それぞれの義務について規定したと言えるだろう。

③資金

資金については、「コペンハーゲン合意」に沿って、2010～2012年の300億米ドルの短期的資金の提供、2020年までの年間1000億米ドルの長期的資金提供の目標が約束された。また、「グリーン気候基金」の設立も決定し、暫定的に世界銀行が基金の管理を委託されることになった。

なお、REDD+に関しても、AWG-LCAの成果テキストの中に、途上国に対し、森林減少・劣化対策、森林の持続可能な管理等、森林分野の活動における削減行動に寄与することを促し、一方、各国、とりわけ先進国に対し、それらに関係する国家戦略や行動計画等への支援を強めに促す文言等が盛り込まれた。詳細は、次稿の森田の報告をご覧いただきたい。

(2) AWG-KP

AWG-KPでは、主に先進国の削減目標、森林等吸収源、京都メカニズム、対象ガス等について議論が行われた。先進国の削減目標の関係では、11月29日の開会全体会合における日本の発言に注目が集まった。その内容は、京都議定書成立当初と状況は異なっており、現在削減義務を負う国の排出量は世界全体のエネルギー起源二酸化炭素（CO_2）排出量の27％を占めるのみであり、京都議定書の歴史的な役割は認めるものの、米国が批准しないことを表明し、新興国の排出量が急激に伸びた今では、もはや削減規模という点で十分であるとは言えず、いかなる状況・条件の下でも日本は京都議定書の第2約束期間の削減目標を書きこむことはできない、というものであった。その趣旨はそ

れまでの日本の交渉スタンスと乖離するものではなかったが、一方でEU等に、主要経済国を含む包括的な枠組みといった、より広範な交渉の成果の一部としてであれば、第2約束期間を受け入れてもよいという歩み寄りが見られる状況の中では、日本の主張はより際立ったのかも知れない。日々の交渉の中での主に各国代表団の発言内容を踏まえて授賞されるNGO・気候行動ネットワークインターナショナルの化石賞1位は、この日は日本が受けることとなった。

日本のこの発言は、京都議定書の第2約束期間の議論にのみ集中しても本質的な問題解決にならないことから、途上国も含めたより包括的な排出量削減のための枠組みの必要性を訴える、AWG-KPの枠を越えた広い視点からのものであった。他国も日本と同様にAWG-LCAの交渉の流れの様子見をする向きがあったためか、AWG-KP自体の作業としては、先進国の削減目標については「コペンハーゲン合意」に基づき、先進国が提出した数値目標を事務局がまとめた文書に留意することとなったが、他はあまり進展はみられず、森林経営の今後の検討方法を決定するに留まった。

温室効果ガスインベントリの関係では、京都議定書の規制対象となる温室効果ガスの範囲設定と、温室効果ガスの排出・吸収量をCO_2換算するための共通の指標としてどの地球温暖化係数（注5）を用いるかが議論された。対象ガスについては、一部の国を除き三フッ化窒素（NF_3）を新規に含める方向で議論が収束してきている。共通の指標については、大気中の寿命が短いガス、特にメタン（CH_4）が議論の焦点となった（注6）が、いずれも合意には至らなかった。

交渉は、事務レベルでの議論の終了後、またはそれと並行する形で閣僚級でも進められ、12月11日未明のCOPおよびCMPにおいて、AWG-LCA・AWG-KPの成果テキストおよびSBI・SBSTAから挙げられたCOP・CMP決定案が採択された。先進国の排出削減に向け実効性がない等、さまざまな理由をつけてボリビアが最後まで反対したが、パトリシア・エスピノサ議長は、CMPの閉会全体会合で、コンセンサスのルールは全会一致（unanimity）を意味するものではない、ましてや一国が拒否権を発動し、阻み得るものではない、各国の意見をきちんと聞くことを自らの責務と任じてきたが、それは当然ながらボリビアを含むものであり、今、他の193カ国の意思を無視することはできない、と諭した。こうして、ボリビアの懸念は各会合の報告書に記載して留め、各決定案は決定として採択を行い、「カンクン合意」（Cancun Agreements）が成立した。これをなし得たのは、それまでの交渉プロセスの透明性にメキシコが確固たる自信があったからと言えるだろう。前年のコペンハーゲンでの苦い経験の後に、意義深い一歩だったと思われる。

3. SB33の成果

SBSTAおよびSBIの第33回会合は、11月30日～12月4日に開催され、さまざまな議題が検討された。SBSTAで議論されてきたCO_2回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage: CCS）（注7）が条件付きながらもクリーン開発メカニズムの対象として承認されCMP決定に至ったのが際立ったが、本節では、筆者らが交渉を担当していた温室効果ガスインベントリ・国別報告書関連の議題について、簡単ながらご紹介したい。

温室効果ガスインベントリ関連の議題については、湿地に関するさらなる方法論の作成についてSBSTAからIPCCに作業依頼を出し、2013年分の温室効果ガスインベントリを提出する2015年からの新IPCCガイドライン（注8）の適用に向けて本格的な準備が始まった。

国別報告書関連の議題は、MRV事項についてAWG-LCAでの先進国・途上国間の歩み寄りの雰囲気があったせいか、円滑に交渉が進んだ。附属書I国の第6回国別報告書の提出日については、先進国がAWG-LCAの議論の進捗を見てから期限を確定しようと主張したり、途上国が現状の4年に一度の提出ペースに比べ極端に早い期限案を提示したこと等により、過去数回のSBIでは紛糾して決まらなかった。しかし、今次会合では、上述したAWG-LCAの流れを受け、第5回国別報告書の提出期限の4年後の2014年1月1日で合意された。なお、附属書I国・非附属書I国双方の提出頻度そのものを扱う議題は、議論の場をAWG-LCA

に譲り、まったく議論されなかった。

4. おわりに

京都議定書の第 1 約束期間と連続的な形で次期約束期間を設定する際の、法的拘束力のある文書を作成するための交渉期限となる COP17 まであと 1 年を切り、同時に、途上国も含めた将来枠組みの検討も、COP17 で一旦期限を迎えることになる。

次回 COP は、地域グループ間で開催地を持ち回りとする基本方針に従い、昨年の FIFA ワールドカップの会場の一つにもなった南アフリカのリゾート地・ダーバンで開催される。カンクンでは、先進国と途上国、北米と南米といった両側の立場がわかる仲介者としてメキシコが見事にリーダーシップを発揮した印象があった。希望的な前進があったと思う。しかし、1 年は短く、各国の約束した削減目標・削減行動を下支えする MRV などに象徴されるように、細かく詰める必要のある項目は多い。残された時間を無駄にせず、着実に議論が積み上げられて行くことを祈っている。

（注 1）国連気候変動枠組条約の全締約国は、条約 4 条 1 項および 12 条に基づき国別報告書の提出が求められている。附属書 I 国の国別報告書は、概要、温室効果ガスの排出・吸収に関する国内状況、温室効果ガスインベントリ情報、政策・措置、将来予測および政策・措置の総合的効果、脆弱性評価、気候変動の影響および適応措置、資金および技術移転、研究および組織的観測、教育、研修および普及啓発の内容を含むこととなっており、現状ではおおよそ 4 年に一度提出している。なお、非附属書 I 国の国別報告書は、国内状況、温室効果ガスインベントリ、条約の実施のための現在・将来のステップの概説、条約の目的の達成に向け関連あると考えられるその他情報、制約・不足部分、関連の資金・技術・キャパシティ的ニーズを含むこととなっており、多くの国は概ね第 1 回報告書を提出済み、第 2 回は 4 分の 1 程度の国が提出済み、第 3 回はいくつかの国が提出している。

（注 2）ある期間内に、国内の人為的な活動に伴い CO_2 などの温室効果ガスがどれくらい排出・吸収されたかを、排出源・吸収源ごとに示す目録。

（注 3）京都議定書下で温室効果ガスインベントリを作成する際の体制は、national system という表現が用いられており、今回の LCA の成果テキストにおいて national inventory arrangements という表現になった経緯は、筆者は現段階では確認できていないが、AWG-LCA が条約・議定書双方の参加国を包含する枠組みであることに起因すると思われる。

（注 4）京都議定書におけるクレジットの取得等を行うための各国のレジストリ（国別登録簿）とは別のもの。

（注 5）CO_2 の地球温暖化への影響を 1 とした場合の他のガスの相対的な影響の強さを指す。

（注 6）京都議定書第 1 約束期間中は、IPCC 第 2 次評価報告書に示された地球温暖化係数のうち、排出後 100 年間の影響を考慮したものを用いることが義務付けられている。主に農用地や家畜の消化管内発酵、廃棄物処理を排出源とする CH_4 の地球温暖化係数は、IPCC 第 2 次評価報告書時の値は 21 であるが、現時点での最新版である第 4 次評価報告書では 25 であり、この値が採用されると CO_2 換算の排出量が大きく評価されることになるため、懸念を示す国もある。

（注 7）排出された CO_2 を回収し、地中や海洋に貯留する技術。

（注 8）京都議定書第 1 約束期間中は、「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」「温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンスおよび不確実性管理（2000 年）」「土地利用、土地利用変化及び林業に関する IPCC グッドプラクティスガイダンス（2003 年）」を使用して温室効果ガスインベントリを作成することとされている。ここで言う新 IPCC ガイドラインは、次期約束期間における温室効果ガス排出・吸収量の算定での使用を意図して作成された 2006 年 IPCC ガイドラインのこと。

Ⅰ. 政府代表団メンバーからの報告 (2)：REDD+ の交渉結果

地球環境研究センター 温暖化対策評価研究室　NIES ポスドクフェロー　森田 香菜子

1. REDD+ とは

「途上国における森林減少・森林劣化からの排出削減、森林の炭素蓄積の保全、森林の持続可能な管理、森林の炭素蓄積の強化活動（以下、REDD+）」は、2013 年以降の気候変動対策に関する制度枠組の重要な柱の一つと考えられている。先進国は REDD+ の比較的安価な削減ポテンシャルに、途上国は炭素市場へのアクセスや先進国からの資金援助の可能性に期待しており、先進国・途上国双方に利点のある対策として注目されている。また、REDD+ は温室効果ガスの排出削減だけでなく、森林減少や劣化を回避することによる生物多様性保全等の効果も期待されている。REDD+ に関する国際制度はまだ整備されていない。しかし、すでにさまざまな国や機関が REDD+ に関連する自主的なイニシアチブを設立しており、REDD+ の制度設計の動向に国際的な関心が集まっている。

2. COP16 における REDD+ 関連の合意事項

COP16 の REDD+ に関する交渉では、REDD+ の制度設計において重要な、(1) 途上国の取り組み、とりわけ① REDD+ による排出削減・吸収効果を把握するための測定・報告・検証方法（測定・報告・検証の具体的な対象および規模［ナショナルまたはサブナショナルレベル］）、② REDD+ と途上国の適切な緩和行動との関係（REDD+ を途上国の緩和行動の一部に位置付けるか）について、(2) REDD+ の進め方（どのようなステップで REDD+ を実施するか）、(3) 途上国への支援（REDD+ への資金的・技術的支援について）等が議論された。

COP16 で採択された REDD+ に関する決定文書（AWG-LCA 文書の III.C 条の REDD+ に関連する政策アプローチとポジティブ・インセンティブ、附属書 I、附属書 II）の論点は下記の通りである。

(1) 途上国の取り組み

途上国締約国に対して、REDD+ 実施に取り組むことにより緩和策に貢献すること、十分な支援と

Air Mail Air Mail Air Mail Air Mail Air Mail

森林セクターへの関心の高まり

COP16 期間中、連日 REDD+ に関するサイドイベントが開催されました。12 月 5 日には、REDD+ の多様な効果や方法論が議論された「Forest Day」が、12 月 8 日は政府、国際機関、企業等のリーダーが REDD+ イニシアチブの現状を紹介した「High Level REDD+ Event」が開かれました。Forest day ではカルデロン・メキシコ大統領が「長期的な気候変動の国際合意に REDD+ を完全に組み込む努力をする時がきている」とし、High Level REDD+ Event では潘基文国連事務総長が「今、森林の保全に関する地球規模の行動を始める時で、途上国はこれをリードしようとしている。彼らが適切な資金援助を受けられることを期待しよう」と発言し、会場は大いに盛り上がりました。Forest Day には 1500 人以上の専門家、政策決定者、投資家、先住民の代表等が参加しており、改めて森林セクター（REDD+）への関心の高さを実感しました。

Forest Day でスピーチするカルデロン大統領

リラックスした雰囲気の中で意見交換が行われた REDD+ Event

各国の事情を踏まえることを条件としながら（a）国家戦略または活動計画、（b）国家レベル、適切であればサブナショナルレベルの森林参照排出レベル / 森林参照レベル（基準となる値）、（c）健全で透明な国家森林モニタリングシステム、（d）REDD+ のセーフガード（REDD+ による生物多様性保全や先住民権利保護等の確保）に関する情報提供システムの策定を求めた。

(2) REDD+ の進め方

REDD+ 実施において三つのフェーズで取り組むことに合意した。第 1 フェーズでは、REDD+ 国家戦略または活動計画・政策・方策の策定および能力開発、第 2 フェーズでは、国家政策・方策・戦略または活動計画の実施、第 3 フェーズでは、十分に測定・報告・検証された結果ベースの活動の実施をする。

(3) 途上国への支援

特に先進国締約国に対し、既存の二国間・多国間資金を通じて、国家戦略または活動計画・政策・方策の策定や能力開発を支援することを要請した。また、AWG-LCA に対して、第 3 フェーズの REDD+ 完全実施のための資金の選択肢を探り、COP17 にその進捗を報告することを要請した。

(4) その他

上記の 3 つの点に加え、AWG-LCA 文書の附属書 I「REDD+ に関するガイダンスとセーフガード」を踏まえて REDD+ を実施することを確認し、SBSTA には付属書 II に記された「REDD+ に関する作業計画」を策定することを求めた。SBSTA に対しては、COP17 までに森林劣化等の様式の策定を検討すること、COP18 までに途上国の土地利用等を特定し報告すること、必要に応じて、REDD+ による排出削減量や吸収量に関する測定・報告・検証様式を策定することを定めた。

3. 今後の展望

以上のように、COP16 において REDD+ の制度設計に向けた方向性が示された。しかし、気候変動枠組条約下で REDD+ の実施を進める上で、まだ多くの課題が残されている。緩和策全体において重要な課題である途上国の適切な緩和行動、先進国の削減目標、資金供与制度等と REDD+ との関係をどうするのか、具体的にどのような測定・報告・検証方法を用いるのか、どのように REDD+ のセーフガードを確保するのか等の検討が今後求められてくる。

II. サイドイベント
ADB/IGES/NIES 共催のサイドイベント「アジア太平洋地域における低炭素で気候変動の影響に対応可能な発展への移行」を開催

地球環境研究センター 温暖化対策評価研究室　主任研究員　藤野 純一
地球環境研究センター 温暖化対策評価研究室長　甲斐沼 美紀子

国立環境研究所（NIES）では、低炭素社会の実現へ向けて、地球温暖化研究プログラム中核研究プロジェクト 4 や日本低炭素社会シナリオ研究（環境省地球環境研究総合推進費 S-3 プロジェクト［2004 年度から 2008 年度］）（注 1）およびアジア低炭素社会シナリオ研究（環境研究総合推進費 S-6 プロジェクト［2009 年度から 2013 年度］）（注 2）等で、シミュレーションモデルによるシナリオの作成や具体的な対策の提案を、日本およびアジア主要国、さらには都市を対象に行ってきた。そして、それらの成果を、2005 年 12 月にモントリオールで行われた COP11 以降、毎年 COP においてサイドイベントを主催し、報告してきた（注 3）。

今回は、2010 年 12 月 3 日（金）18:30（現地時間）

よりアジア開発銀行（ADB）および財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）との共催で、サイドイベント「アジア太平洋地域における低炭素で気候変動の影響に対応可能な発展への移行（Shifting to Low-Carbon and Climate-resilient Development in Asia and the Pacific）」を開催した（注 4）。

NIES からは、甲斐沼美紀子・温暖化対策評価研究室長および共同研究者である P.R.Shukla 教授（インド経営研究所）、Jiang Kejun 博士（中国エネルギー研究所）が、「アジア低炭素シナリオ」と題し報告を行った。この報告では、持続可能な成長を達成するための、アジア低炭素シナリオの開発から実際のプロジェクト活動まで、インド、中国、マレーシア、および日本（京都、滋賀）を中心に、アジア諸国の現状と今後の展望を紹介した。

ADB は、当事国と国際社会との協力により資金を有効活用して、低炭素社会の達成を目指しているインドネシア、パキスタン、中国の 3 カ国からそれぞれ発表者を招き報告を行った。 また、IGES は、クリーン開発メカニズム（CDM）と、MRV をめぐる問題とその解決方法について、さらに低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）（注 5）の現在の活動について紹介を行った。

パネルディスカッションでは、気候変動の影響への抵抗力について、IPCC 第 4 次評価報告書ワーキングループ 3 の共同議長だった Bert Metz 博士から、NIES 等の協力で構築されているアジア各国・各地域における低炭素社会シナリオをどのように実現していくのかについて質問があった。藤野純一主任研究員が中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で行われている日本の中長期ロードマップづくり（注 6）をはじめ、JST/JICA の SATREPS プロジェクトを通じて、マレーシアのジョホールバルを中心としたイスカンダール開発地域を対象に社会実装を目指した研究と国際協力を組み合わせた取り組み（注 7）や、2010 年 11 月 19 日にタイのバンコクで行った AIM の簡単版モデルを実際にタイの国や地域の政策担当者に動かしていただくモデルキャパシティーワークショップ（注 8）の例を紹介した。また、中国における国際協力の状況の詳細について等、会場の参加者との質疑応答が行われ、活発な議論が行われた。

COP/CMP 議場での交渉は、メキシコ政府の透明性を保ったバランスの良い議事でなんとか合意に至ったが、COP17 に向けて包括的な合意を行うにはまだまだ困難が待ち受けている。COP17 でもサイドイベントを行う機会を得て、マレーシアやタイの研究者とも協力し、シナリオを下敷きにしながらも持続可能な低炭素社会を実現するためのより具体的な取り組みの例を紹介していきたい。

サイドイベント開催にあたって NIES のみならず、ADB、IGES、UNFCCC 事務局等の関係各位のご助力があったことをここに記し感謝します。

（注 1）脱温暖化 2050 プロジェクト
http://2050.nies.go.jp/index_j.html

（注 2）藤野純一「日本からアジアへ：アジア低炭素社会研究の今：環境研究総合推進費 S-6『アジア低炭素社会に向けた中長期的政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究』」地球環境研究センターニュース 2010 年 10 月号
http://www.cger.nies.go.jp/publications/news/vol21/vol21-7.pdf

（注 3）NIES 主催の COP サイドイベント報告
http://2050.nies.go.jp/cop/cop16/

（注 4）本件に関するプレスリリース（11 月 25 日発表）
http://www.nies.go.jp/whatsnew/2010/20101125/20101125.html

（注 5）LCS-RNet: http://www.cger.nies.go.jp/publications/news/vol20/vol20-5.pdf#page=6

（注 6）http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-92.html
中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿　（中長期ロードマップ）（中間整理）

（注 7）須田真依子 , 藤野純一「アジア地域の低炭素社会シナリオの開発研究の今―イスカンダル・マレーシア訪問報告―」地球環境研究センターニュース 2010 年 7 月号
http://www.cger.nies.go.jp/publications/news/vol21/vol21-4.pdf

（注 8）TGO, SIIT-TU, JGSEE and NIES, "Low-Carbon Society Model Capacity Building Workshop - Bridge Simulation Scenarios and Sustainable LCS Policy Implementation using AIM (Asia-Pacific Integrated Model) -", Nov 19, 2010
http://2050.nies.go.jp/sympo/101119/

Ⅲ. 展示ブースの開設

企画部　広報・国際室

国立環境研究所（NIES）は、2010 年 11 月 29 日（月）から 12 月 10 日（金）まで、COP16/CMP6 開催会場内に研究所の活動を紹介する展示ブースを設置した。

COP16/CMP6 では、会議については主にメキシコ・カンクンのムーンパレスホテルで開催され、サイドイベントやブース展示には、同ホテルから約 8km の距離にあるカンクンメッセという会場が使用された。NIES の展示ブースもこのカンクンメッセ会場内に置かれており、会場には NIES のほか約 200 の国や機関、市民団体等がブースの出展を行った。会議の行われているムーンパレスホテルに向かうには、カンクンメッセで必ず一度バスの乗り換えを行う必要があるが、NIES の展示ブースはこの乗り換えの経路に面していたため人の流れが多く、多数の方に立ち寄ってもらうことができた。

ブースでは、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）によって得られた最新の観測データや、持続可能な低炭素社会（LCS）構築に関する研究、スーパーコンピュータを用いた気候変動予測等、NIES における地球温暖化・気候変動研究の活動や成果について広く紹介した。デジタルフォトフレームを利用して放映した映像や、展示したポスターを目にして足を止める方も多く、NIES の活動に関心を持っていただく良いきっかけとなった。

写真 1　展示ブースの様子

なお、ブースに掲示したポスターは、アジア太平洋地域統合評価モデル（AIM）プロジェクトで活躍する、アジアや世界各国の研究者の写真を組み合わせてデザインしたものとなっている。これらの写真は、1996 年から毎年開催されている「AIM 国際ワークショップ」で NIES の大東高度技能専門員（プロカメラマン）が撮影したものを使用した。

ブースでの資料の配布は、NIES の年報やパンフレット、研究レポート等をまとめた CD を中心に行った。この CD のジャケットには、NIES における森林生態系炭素収支モニタリングの拠点の一つである、富士北麓フラックス観測サイト（山梨県）から撮影した富士山の写真を使用しており、目を引くデザインとなっている。用意した 950 枚の CD は、ブースに立ち寄った多くの方が持ち帰り、会議期間の終了を待たずにすべて配布することができた。

ブースを訪れた各国の関係者の中でも、特にア

写真 2　左：展示ブースのポスター、右：配布 CD のジャケット

ジアの政府代表団やメディア等からは、NIES がアジア各国の研究者と協力して進めている LCS 構築等に関する研究について、自国との関わりについて知りたいといった質問も多く、NIES のアジアや世界での活動について関心と理解を深めていただくことができた。アジアや海外における活動と国際的な連携の重要性が増しつつある現状を考えると、このような重要な国際会議の場において、これまで以上に効果的・効率的な PR 活動を行っていくことは今後の課題の一つであるといえるだろう。

＊ COP16 公式サイト（http://cc2010.mx/en/）もご覧ください。
＊国連気候変動枠組条約締約国会議（第 1 回～第 15 回）の報告は、地球環境研究センターウェブサイト（http://www.cger.nies.go.jp/publications/news/series/cop.html）にまとめて掲載しています。